

○神本美恵子君 おはようございます。民進党・新緑風会の神本美恵子でございます。

今日は二十分しかありませんので教育勅語だけに絞ってと思っておりますが、その前に一問だけ。

先日から、安倍昭恵夫人が国家公務員を同行して選挙の応援に行かれたということ、三か所というような報道を見まして、私、昨年六月に愛媛に行ったときにたまたま地元紙を見たときに、そこに、昭恵夫人が見えて、女性後援会の集まりの中で、地元紙によりますと、米国が血を流してまで日本を守ってくれる時代は終わった、自分の国は自分で守らないといけないと訴え、憲法改正への理解を求めたというふうな記事を見ていたのを思い出してしまいました。

それで、愛媛にも行かれたことは地元紙によってはつきりしているんですけども、そのときに国家公務員の同行があつたのかどうかということについてまず伺います。

○政府参考人（土生栄二君） お答えいたします。委員から、昨年六月二十四日の件だと思えますけれども、総理夫人の選挙応援への職員の同行につきまして御質問いただいたところでございます。現在、他の先生方も含めまして多数の同様の問合せあるいは質問主意書等の提出を受けているところでございまして、現在、私どもとして精査を行っているところでございます。

当時の事情といたしましては、旅行命令発令手続が取られておらなかったということで、そこは今般改善をしたわけでございますけれども、そうした中で、現在全ての案件につきまして調査を行っているところでございます。どこまで正確にお答えできるのかということもございまして、いづれにいたしましても、御指摘の件につきましては、主意書の提出をいただいているところでございます。現在確認しているところでございますので、確認でき次第、先生にも御説明させていただきたいと考えております。

○神本美恵子君 先日の報道では、調べたところ三か所、岡山と沖繩と東京、三か所というふうな断定的に書かれていたんですけども、私の記憶から今申し上げたので、それは調べればすぐに分かることだと思っておりますけれども、お答えにならないようですので、これはこのぐらいにしておきたいと思えます。

次に、教育勅語についてであります。今日は官房長官と加藤大臣においでいただいておりますが、今回の森友の国有地売却問題で浮上した、いわゆる塚本幼稚園で教育勅語を幼稚園児が暗唱するというか朗唱する、あの映像が何度も流れて、国民の大多数が違和感を持ち、私ももちろんですけれども、これは戦前回帰ではないかというような懸念を抱かれていると思えます。

一方で、稲田防衛大臣はそれに関して国会で聞かれて、その答弁の中で、教育勅語の精神であるところの日本が道義国家を目指すべきであるという核の部分、親孝行とか友達を大切にとか、そこは取り戻すべきなどと、やはり教育勅語復活を望むような発言が出てきております。また、安倍昭恵夫人も、あるいは一部の与党議員も、この塚本幼稚園の教育に感動し、共感するというようなことも報じられたり、国会で答弁されたりもしております。

そのような中での今回の質問主意書に対する閣議決定された答弁書は、教育勅語復活への布石ではないかというふうな臆測も出てきております。一九四八年の排除・失効決議、今日、資料のページ打っていないで申し訳ないんですが、二枚目に衆議院と参議院の排除・失効決議を載せておりますけれども、そこに至る経緯をつぶさに見てみると、そこにはやはり、この決議がなぜ出されたのかということでは、三百万人を超える犠牲を出したあの戦争への反省、それからそこへ国民を向かわせた皇民化教育、忠君愛国の象徴として教育勅語が果たした役割、そういったものへの反省が明確に出ております。

安保法制によって今海外での武力行使も可能になり、自民党の改憲草案や安倍総理の改憲への意欲などを見ると、今回のこの閣議決定された答弁

書は、こうした反省を忘れ、またもや教育が政治的に利用されようとしているのではないかと懸念を抱くのは私だけではないと思います。

はつきりと、改めて教育勅語の使用を私は否定すべきだと考えております。こうした問題意識から、今日は官房長官にお伺いしたいと思います。

教育勅語を肯定的に語る人は、資料のページに付けております「教育三関スル勅語」、この中の三行目、「爾臣民」というのは余り取り上げられないんですが、「父母二孝二兄弟二友二夫婦相和シ朋友相信シ」といった部分をよく持ち出されます。今国会での稲田防衛大臣の答弁の中でも、さつき言いましたように、親孝行とか友達を大切に、そこは取り戻すべきなどと教育勅語復活を望むような発言をしておりますけれども、官房長官は、教育勅語のこの稲田大臣が言う核の部分、真髓といいますか根幹、これは一体どこにあるというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、教育勅語でありませけれども、これにつきましては、日本国憲法及び教育基本法の制定等をもって法制上の効力は喪失しているわけでありませから、政府の立場でコメントすることは控えたいというふうに思います。

○神本美恵子君 どこが教育勅語全体の中で、核の部分というふうに関僚である稲田大臣はおっし

やっていますけれども、菅官房長官としては、この真髓、根幹はどこにあるかと。これは別に、政府として申し上げる、効力がないから言えないというのではないと思いますが、もう一度お願いします。

○国務大臣（菅義偉君） 私、政府の立場では、もうそういう意味で、喪失しているものについてコメントはやはりすべきじゃないというふうに思います。

私自身も委員と同じように戦後生まれでありませから、教育勅語の教育を受けておりませません。今、稲田大臣のコメントについて言及がありませたけれども、そこは政治家個人としてのコメントをされたんだろうというふうに思います。ですから、私自身はそういう立場でいませるので、コメントは差し控えたいと思います。

○神本美恵子君 政治家個人としては、じゃ、習っていないけれども、どのように、稲田大臣はここだとおっしやっていますけれども、菅衆議院議員としてはいかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ですから、教育勅語というのは、今私申し上げたとおり、効力は喪失しているわけでありませ。私個人的には、委員と同じように戦後の民主教育の中で育つたものでありませから、この問題についてはやっぱり憲法とか教育基本法、それに基づいて対応していくのが筋

道だと私は思っています。

○神本美恵子君 そこは私も是としますけれども、記者会見の中では、記者にいろいろ聞かれたら、人類普通の価値も持っているとか、内容を全否定するものではないとか、内容を使うことは問題ないというようなことをお答えになつていらつしゃるんですよね。そのじゃ内容というのはどの部分を指しているんでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） これは委員が一番よく御存じだと思ひませけれども、学校教育における教科書以外の教材の使用、これについては学校、教育基本法に基づいて、憲法、教育基本法の趣旨に従つて、有益適切なものに限つて、それは現場の校長や設置者の責任と判断で使用できる、このようになつております。国はその是非を個別具体的にそこは判断する立場にはない、ここも事実だというふうに思っています。

いづれにしろ、教材が法令等に反しないように適切に配慮の下に使用する、このことが大事だというふうに思ひませ。いづれにしろ、教育勅語を憲法の基本理念等に反するような形で教育に用ひることはこれは不適切である、こういうふうに思ひませ。

○神本美恵子君 お答えにならないようですね。どの内容ならいいんだとか、全否定しないんだつたらここは否定されるべきではないということをお

お答えいただきましたが、おっしゃらないようですので、ちよつと中身に入っていきたいと思ひます。

今日、資料のこの教育勅語の中で、私はこの教育勅語の真髓といひますか根本は、私は全体だと思ふんですね。中でも、二行目にある「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ国体ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦実ニ此ニ存ス」というところ、つまり今風に言へばといひますか、意味するところは、忠君愛国である、忠と孝は一体のものである、これを教育の淵源、教育の根本とする。つまり、天皇への忠誠と親に対する孝行は一体のものであるという考え方がまず述べられて、皇室中心主義の国家主義のつとつてこれを軍国主義に利用するというところが、下の方にあります、六行目ですね、「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」と、ここが私はこの教育勅語の一番言わんとするところであるというふうに思ひますけれども。

さて、先ほど、稲田大臣が取り戻すべきとおっしゃったのはその真ん中のところにある「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」というところなんですけれども、ここの意味は、ここの意味ですね、は、官房長官、これを評価するしないは別にして、この意味はどのようにお考えですか。

○国務大臣(菅義偉君) 今、法制上の効力を失効したものについて、政府の立場で私がコメントすることは控えたいというふうに思ひます。

ただ、私にも両親がおります。ですから、両親を大切にするとか、そういうことはある意味で自然なことだろうというふうに思ひます。

○神本美恵子君 「父母ニ孝ニ」というのは、官房長官が両親を大切に思うそれと同じだというように意味合いというふうに聞きました。

この「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ」というようなところの中の「夫婦相和シ」という、今日資料いっぱい付けておりますけれども、是非後で皆さん方お読みになっていただきたいんですが、今日は「夫婦相和シ」というところに絞つてちよつと見ていただきたいと思ひます。

資料のちよつとページがややこしくて済みません。二の九つて書いてあるところの下に三の一、三の二、三の三つて分かりますかね、分かります。これは「勅語衍義」といって、教育勅語が出された後に、井上哲次郎という当時の文部省が依頼した学者、文学博士なんですけれども、その方を中心として編さんされた衍義、つまり中学校や師範学校でこれを基に教育勅語を解説し、授業の中で、あるいは研修で使われたというもので、教育勅語とはこういう解釈するんですよというように説明がされているものであります。

「夫婦相和シ」というところ。「夫婦ハ一家ノ因リテ起ル所ニシテ、實ニ一國ノ大本ナルガ故ニ、一國ノ治ヲ欲スルモノハ、家々其宜シキヲ得テ、不和ヲ生ズルコトナキヲ」云々というふうにあります。つまり、一家というのは、一國の大本を成すものであるということで、国家と家とはつながっているというふうな考え方でありまして。

その横の二ページにありますか、二行目の辺りですね。「夫タルモノハ、妻ヲ愛撫シテ、以テ其歛心ヲ得べく、又妻タルモノハ、夫ニ柔順ニシテ、妄ニ其意志ニ戻ラザランコトヲ務ムベシ、蓋シ妻ハ元ト體質」、ちよつとそこ読めないんですが、「體質」、弱いということですね、「弱ニシテ、多クハ労働ニ堪ヘザルモノナレバ、夫ハ之レヲ憫ミ、力ヲ極メテ之レヲ扶ケ、危難ニ遇ヒテハ、愈之レヲ保護スベク、又妻ハ元ト智識才量多クハ夫ニ及バザルモノナレバ、夫ガ無理非道ヲ言ハザル限りハ、成ルベク之レニ服従シテ能ク貞節ヲ守リ、妄ニ逆フ所ナク、始終苦樂ヲ共ニスル」というような、こういう夫と妻の関係が書かれているわけです。

これはもう明治憲法下における民法で、女性には全く権利がない、財産権も相続権もない、家長制の中で父や夫に従えという、その考え方がこの「夫婦相和シ」のバックにあるということの証左だというふうに思ひます。

今笑いも起きてきましたけれども、戦後、憲法や教育基本法で見られる、あるいは民法の改正によって、あるいは参政権によって女性の地位が今日に至っているわけですけれども、男女共同参画担当大臣として、加藤大臣、この「夫婦相和シ」というのは、今日でも通用する考え方というふうにお考えでしょうか。

○国務大臣（加藤勝信君） 御質問のその「夫婦相和シ」というのは、今、解釈付いていたお話ありました、解説をいただきました、ということをもっておっしゃっているのか、その「夫婦相和シ」という言葉だけを取っておっしゃっているのかによってだと思ふんで、その言葉だけを取れば、先ほど、言葉だけです、言葉だけ取れば、別に私として違和感があるわけではありませんけれども、今お話をされたこの資料、ちよつとどういう位置付けか、御説明はありましたけど、ちよつと私にはいま一つ見えていないところもあります、その中身について今朗読いただきました部分、全てを私が解釈できたわけではありませんけれども、聞く限り違和感、一部違和感があったというのはそのとおりであります。

○神本美恵子君 これは教育勅語の中の「夫婦相和シ」という意味です。今、夫婦仲よくしましよと一般的な言う、そういう意味ではなくて、勅語の中の「夫婦相和シ」、これはなぜ相和しな

ければいけないのか、そして相和するということがどういうことなのかというこの解説があるというところで、これ実は、もう本が残っていないのでデータで取り出すしかないんですが、全体こんなに分厚いものの中に一つ一つこの文言が解釈をされておりまして。そして、これが師範学校で当時の先生方に解説されて教えられて子供にそれが伝えられたということですので、紛れもなくここで言う教育勅語の中の「夫婦相和シ」というのはこういう意味だということをは是非皆さんには御理解いただきたいと思ひます。

時間がもうなくなつてまいりましたけれども、次に、元に戻りますが、質問主意書への答弁書というところで、これについて、答弁書では当時の森戸文部大臣の言葉を引用されております。資料の中にもちよつと付けておりますけれども、答弁書は三枚目と四枚目にあります。四枚目のところに答弁書を書いておりますけれども、何行目かに、森戸大臣が、教育勅語その他の詔勅に対しては、教育上の指導原理たる性格を否定してきたのであります、このことは云々ということ、法制上明確にされましたと答弁しているとおりでとうふううに答弁書に書かれております。

これは、ですから、この排除決議、排除・失効決議は生きているというふううに理解していいのでしょうか。官房長官。

○政府参考人（佐藤安紀君） 当時の森戸文部大臣の国会の発言によりますと、日本国憲法及び教育基本法の制定等により、教育勅語の教育上の指導原理的性格は否定されており、この意味で教育勅語を教育の唯一の根本として取り扱うことは法令の趣旨に反し不適切であると承知をしております。

○神本美恵子君 というふううに一で答えながら、答弁書の二枚目にありますけれども、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではないというふううに、今度は教材として用いることは否定されないというふううに書いてあるんですけども、これは、国会で排除、失効、効力がなからこれについてはコメントしないと先ほどから官房長官おっしゃっていますけれども、教材として使用することは否定されるものではないというふううに、矛盾すると思ふんですけれども、いかがでしょうか、官房長官。

○国務大臣（菅義偉君） 憲法、教育基本法、それに基づいて今、今日の社会はあるわけでありますから、そのことに反しないような形でこの教育に関する勅語を教材として用いることまで否定されることではないというこの答弁書について、もう今委員の質問でありましたけれども、具体的な教材としての想定というのはこれ何かということ

は正直言って余りよく分からないわけでありまして、ですから、基本的に憲法と教育基本法に基づいてこれは現場で判断をすることまで政府としてはここは否定をすべきじゃない。また、よく政治介入はすべきじゃないということもいろいろ実を受けております。ですから、あくまでも憲法、教育基本法が私どもは基本だというのがこれ当然政府の立場でありますので、そのようなお答えをされているというふうに思っています。

○神本美恵子君　もう時間が来ましたけれども、これは憲法、教育基本法に反するから失効決議が出され、排除決議が出されたと。その排除、失効をわざわざ院議をもって決議したということは、お手元に配っている資料の中にも、決議の中にも書かれておりますし、森戸大臣の答弁、その決議に対する答弁の中にも、下の方にちよつと書かれておりますけれども、下線を引いています。「永年の習慣から誤解を残すおそれもあり、また将来濫用される危険も全然ないとは申されません。」ということ、だからこの決議を出したんだと、あえて。この決議は今も生きていますから、一部反しないような使い方なんでしょう、教材として使うのはいいですよというふうな今回の閣議決定というのは、政府の姿勢がこれで変わるのかなという今混乱を来していると思います。今後、そのお役人の方は首を振っていますけれども、そ

ういう混乱があちこちで起きているということ、これはまた改めて続きをやりたいと思います。今日はこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。